

**2008年 JAF日本ジムカーナ選手権四国地区シリーズ第9戦
JMRC全国オールスター選抜ジムカーナ第9戦
JMRC四国ジムカーナジュニアシリーズ第9戦
DCRジムカーナ'2008 (公認No, 2008-7018)**

特別規則書

公示

本競技会は、社団法人日本自動車連盟（JAF）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際スポーツ法典、およびその付則、それに準拠した日本自動車連盟の国内競技規則、およびその付則、日本ジムカーナ選手権規定、2008年JMRC四国ジムカーナ競技共通規定ならびに本競技会の特別規則書に従って開催される。

第1条	競技会の名称	DCRジムカーナ'2008		
第2条	競技会の格式	JAF公認準国内競技		
第3条	競技会の種目	ジムカーナ		
第4条	主催者	ドライバーズ クラブ ルーキー (DCR)		
第5条	大会役員	大会会長	山本 貢	
	競技役員	組織委員長	井上 毅	組織委員 渡部 真吾
		審査委員長	佐藤 忍(TEC)	審査委員 池内 兄
		競技長	田口 義晃	コース委員長 岡田 征伸
		計時委員長	山崎 稔	技術委員長 今井 直幸
		救急委員長	井上 能江	事務局長 山本 貢

第6条	開催日程	2008年	9月14日(日)
第7条	開催場所	愛媛県周桑郡丹原町	瀬戸内海サーキット
第8条	タイム	ゲートオープン	7:00~
	スケジュール	受付及び車検	7:30~9:00
		コースオープン	7:50~9:10
		ブリーフィング	9:15~9:30
		コース試走	9:30~9:45
		競技開始	9:50

第1ヒート クローズドクラス・他 慣熟走行
ジュニア・選手権クラス1回目走行
クローズドクラス・他 1回目走行

第2ヒート クローズドクラス・他 2回目走行
ジュニア・選手権クラス2回目走行

第9条 参加資格 地方選手権クラスは特に制限しない。
ジュニアクラスはJMRC四国加入クラブにおいてスポーツ資格を登録してある者。
なお、参加人員に余裕のある場合は他地区及びJMRC四国に未加入参加者の参加も認める。

第10条 参加受付 2008年 **8月23日(土)~9月6日(土) 必着**

第11条 参加申込先 〒791-8022 愛媛県松山市美沢2丁目5-33
山本自動車工業(株) 山本 貢
TEL 089-924-0220
FAX 089-924-0299
e-mail migmig@palette.plala.or.jp

第12条	参加料	地方選手権 部門	12,000円
		ジュニア 部門	10,000円
		クローズド、他 部門	7,000円
		賞典外出走 部門	5,000円
		(賞典外出走は選手権&ジュニアクラスどちらでも出場可)	

第13条 参加台数 全クラスを通じて120台までとする。

第14条 参加車両 本競技会に参加できる車両は、2008年JMRC四国ジムカーナ競技会共通規定に合致した車両とする

第15条	クラス区分	選手権 (NI~IV・SAI~III・SC・D)
		ジュニア (JI~III)
		クローズド (特に車両規則は定めない。Bライセンス不要)
		AT車 (Sタイヤ禁止 Bライセンス必要)
		Bクラス (Sタイヤ禁止 Bライセンス不要)

第16条 計時 計時は光電式計測器を使用し、1/1000秒までを結果とする。
バックアップはストップウォッチを使用する。

第17条 スタート、走行及びペナルティ

- ・スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失う。
- ・スタート合図後速やかに(10秒以内)スタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- ・コース上のマーカー(パイロン)の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- ・コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒をタイムに加算する。
- ・4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする。
- ・ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- ・走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- ・コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

第18条 順位決定 原則として競技は2ヒートで行い、2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位(競技結果)とする。
同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。
1. セカンドタイムの良好な者。
2. 排気量の小さい順。
3. 競技会審査委員会の決定による。

第19条 公式通知 (1) 本大会特別規則書に記載されない、競技運営に関する実施細則及び指示事項は公式通知によって示される。
(2) 本規則及び競技に関する細則の解釈に疑問が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。
(3) 本規則は参加受付と同時に効力を発する。

第20条 JMRC共済 全ての競技参加者に共済の加入を義務付ける。